

新型コロナウイルス対策が気になる保護者の方へ

遅らせないで!

# 子どもの予防接種と乳幼児健診



お子さまの健康が気になるときだからこそ、予防接種と乳幼児健診は、遅らせずに予定どおり受けましょう。予防接種や乳幼児健診は、お子さまの健やかな成長のために一番必要な時期に受けていただくよう、お知らせしています。

特に赤ちゃんの予防接種を遅らせると、免疫がつくのが遅れ、重い感染症になるリスクが高まります。

## なぜ、予防接種や乳幼児健診を遅らせない方がよいの？

- 予防接種のタイミングは、感染症にかかりやすい年齢などをもとに決められています。
- 特に、生後2か月から予防接種を受け始めることは、お母さんからもらった免疫が減っていくときに、赤ちゃんがかかりやすい感染症（百日せき、細菌性髄膜炎など）から赤ちゃんを守るために、とても大切です。



## 予防接種や乳幼児健診に赤ちゃんを連れて行っても大丈夫？

- 医療機関や健診会場では接種を行う時間や場所に配慮し、換気や消毒を行うなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に努めています。
- 予防接種はできるだけ事前に予約しましょう。一般の受診患者と別の時間や場所で受けられる医療機関もあります。

## 新型コロナの流行で予防接種を受けそびれました。どうすればいい？

- 受けそびれてしまった場合は、できるだけ早く受けましょう。
- 子どもの予防接種は、決して「不要不急」ではありません。まだ接種期間内の方は、お早めに接種をおすすめください。

## 大人の予防接種も忘れないで

### 【風しんの追加的対策】

成人男性（昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ）を対象に、（令和4年3月31日までの3年間）風しん抗体検査・予防接種を公費で受けられます。対象の方へクーポン券を送付しています。再発行も可能ですので、こども健康課（☎989-0220）までご連絡ください。

### 【肺炎球菌予防接種】

「肺炎球菌ワクチン」は、「高齢者の肺炎」の中で最も多い「肺炎球菌」による肺炎の発病予防や重症化を防ぐためのワクチンです。今までワクチンを接種したことがない方を対象に、定期接種の機会を設けています。令和2年度は、令和2年4月1日～令和3年3月31日までの期間中に、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方が定期接種として公費助成が受けられます。対象者へは、4月に案内通知しています。

予防接種には自分を守る効果だけでなく、医学的理由で予防接種を受けることができない方（難病のお子さんなど）、白血病などの治療で免疫が落ちている方などを集団免疫で守る効果もあります。

# 柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

身近にあり、比較的待ち時間が短い整骨院・接骨院は気軽に利用できる場所です。しかし、健康保険でかかることのできる範囲が決められているのをご存知でしたか？ 看板に健康保険取扱と表示されていても、適用されないケースもあるので。

## 健康保険が使える場合

- 転倒打撲や、スポーツでの捻挫、重い物を持った時に生じた腰痛等、外部からの要因による**打撲・捻挫・挫傷**（肉離れ等）（出血を伴う外傷は除く）
- **骨折・脱臼**（応急処置の場合と医師の同意がある場合）

## 整骨院・接骨院で健康保険が使えない場合

- 日常生活やスポーツ等での単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- 打撲や捻挫が治った後のマッサージなど
- リウマチや関節炎など内因性の筋肉や関節の痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状改善のない長期施術
- 椎間板ヘルニアなど医師が治療すべき病気
- 労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

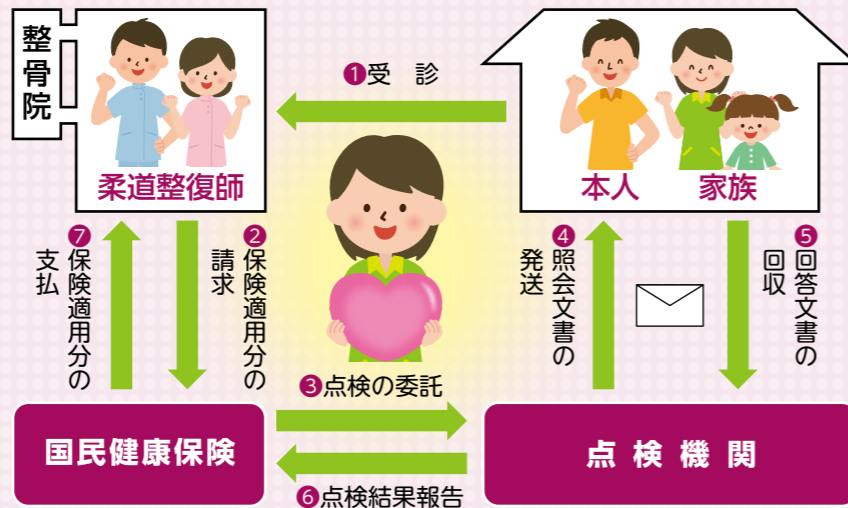
## こんな場合にもご注意

- 保険医療機関（病院、診療所等）で同じ傷病の同じ治療を同時に並行して通院すると、整骨院・接骨院の費用には保険が適用されません。（整骨院・接骨院に通院して検査のために病院に行くことはできません。）
- 同じ傷病の治療に同時に2ヶ所以上の整骨院・接骨院に通院している人も保険が適用されない場合があります。
- 健康保険は治療を目的としたものであります。施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察をお勧めいたします。



## 施術内容を確認させていただきます。

当市では、医療費の適正化のために柔道整復師（整骨院や接骨院）での受診に伴う施術内容等の確認を実施しています。この確認は、当市が点検機関に委託して実施しています。点検機関から皆様に、確認のための文書が送付されますので、回答期限までにご回答いただきますようお願いいたします。



ご自身で記入できるように必ず領収証を受取り、  
施術内容を記録しておきましょう。

柔道整復師に関する不明な点は、下記までお問合せください

うるま市国民健康保険課 給付係 989-5347